

自由意志懐疑論は有意義なものでありうるか

稲荷森輝一

北海道大学

自由意志に関する哲学的論争は現代において種々の立場を生み出しているが、それでも大まかに「道徳的責任に必要な自由意志の存在を認める論者」と「道徳的責任に必要な自由意志の存在を否定する論者」とに大別することができるだろう。さらに、後者の立場（自由意志懐疑論者）は、「既存の責任実践の温存を支持する論者」と「既存の責任実践の変革を唱える論者」とに大別できる。

これらの立場のうち、自由意志の存在を擁護する立場と、自由意志の存在を否定しつつも責任実践の温存を支持する立場に関しては、我々の生活に大きな変化をもたらすとは考え難い。それゆえ、もし自由意志に関する哲学的議論が私たち人間の在り方に何らかの影響をもたらすとすれば、それは「責任実践の変革を唱える自由意志懐疑論」が私たちに対して説得力を持つ場合に限られるだろう。

この立場をとる代表的論者として Pereboom があげられる。彼は既存の道徳的責任を「basic desert における道徳的責任」(moral responsibility in basic desert sense)と呼ぶ。この責任において、悪い（善い）ことをした人は、まさにそれ自体を理由として非難・罰（賞賛）を受けるに値すると見なされる。Pereboom によると、この種の道徳的責任に必要な自由意志には行為者因果性(agent causation)が含まれる。すなわち、道徳的責任を負うためには、実体としての行為者が原初的に行為を引き起こす能力が必要であるというのが彼の主張である。そして Pereboom は、人間はこのような能力を持たない——すなわち、人間は道徳的責任に必要な自由意志を持たないと考え、それを理由に basic desert に基づく責任実践を批判する。具体的には、悪いことをした人間を義憤や憤慨の表出を伴う仕方で非難すること、またそうした人間に対して応報的な刑罰を加えるようなことが批判の対象となる。

その一方で、Pereboom は basic desert によらない、つまり行為者因果性を必要としない新たな責任概念を提示する。この道徳的責任は「前向きな責任」(moral responsibility in forward-looking sense)と呼ばれ、この責任における非難/賞賛といった責任実践は、basic desert の代わりに「傾向性の修正」という目的に基礎づけられる。言い換えれば、この責任における非

難や賞賛は、それがもたらす帰結によって¹正当化されることになる。

しかしながら、たとえ「人間は basic desert における道徳的責任に必要な自由意志を持たない」という主張および「basic desert 抜きでも道徳的責任を問うことはできる」という彼の主張がそれ自体として正しいものであったとして、果たして我々がそのような自由意志懐疑論を受け入れて実際に態度を改めるという事態が起こりうるだろうか。

本発表では、このように既存の責任実践の変革を支持する自由意志懐疑論の意義について、言い換えれば、その主張が現実世界に影響を及ぼす可能性について、道徳心理学における感情主義-理性主義の対立を手掛かりに批判的考察を試みる。まず発表前半で Pereboom の議論を参考に自由意志懐疑論について概観し、責任実践の変革を訴える自由意志懐疑論の前提を明らかにする。その上で、感情主義におけるグリーンやハイトらの議論と関連付けつつ、その前提の妥当性について検討する。結論の一部を先に述べておくと、道徳判断において感情が決定的役割を果たしているのであれば、自由意志懐疑論は抽象的・形而上学的言説の域を出ないものになるだろう。なぜなら、Pereboom のような自由意志懐疑論を根拠とした責任実践の変革は、道徳判断において理性が決定的役割を担っていることを前提していると考えられるからだ。

¹ もっとも、Pereboom 自身は帰結主義を支持しているわけではないようである。